

を處理し、其責に任ずるものなり

第五條 没食は均等とし、世給とし、後料の額は中央委員會に

依り定む

第五章 加盟脱退及規程

第六條 本會への加盟又は脱退は本會若しくは中央委員會

の承認を要す

第七條 本會又は中央委員會は生業の種々多き場合加盟但

令又は但令員に對し、勸業決定を爲し、他の場合に於

て加盟但令を添ふべき事を得

一 本會の綱領、宣言、規約、本會及中央委員の

重要決議に反した場合は

二 同課兩行爲ありたる場合は

三 其他労働階級の利益を害し、或は労働運動の妨

害に及ぼし、階級道徳を傷けし行為ありたる場合は

中央委員會の降格決議に對しては本會に上訴すべ

しを得

第九條 地方評議會及全国的産業別聯合會へ前条に準じて

加盟組合又は組合員に對し、新規定を爲し又は中

央委員會の承認を経ず加盟但令を降格すべし

を得

前項の降格を要する場合は中央委員會に再審議

を要し、中央委員會の決定に對しては本會に上訴

すべしを得

地方評議會又は産業別聯合會は中央委員會

の再審議の結果に對して本會に上訴すべき事を得

得